

2020年（令和2年）6月26日

児童クラブ保護者 各位

（公財）藤沢市みらい創造財団
放課後児童育成課

小学校の通常授業開始に伴う放課後児童クラブにおける
入所料等返金および自粛要請の終了について

日頃より当財団の児童クラブの運営にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

藤沢市より、別紙「小学校の通常授業開始に伴う放課後児童クラブへの通所等について」を受け、財団が運営する児童クラブにつきましては、次のとおり対応することといたします。

保護者の皆様におかれましては、お子様の体調管理にご留意いただくとともに通所する場合におきましては、ご家庭でお子様の健康について検温等でご確認のうえマスクを着用し、通所していただきますようお願いいたします。

今後の対応について、状況により変更が生じる場合には改めて保護者の皆様にお知らせいたします。

1. 入所料等の返金について

藤沢市が通所自粛要請の終了に伴い、7月分以降は入所料の返金を行わないことにあわせて、おやつ代及び延長利用料についての返金も行いません。

2. 特別休所終了申請について

以前にもお知らせしたとおり、「新型コロナウイルス感染防止対策に限ったものとし、有効期間は藤沢市が通所自粛を要請し入所料を返金する期間」としていた『特別休所申請』は、6月30日をもって、すべて解除といたします。

なお、7月からのご利用の予定がなく、休所をご希望される場合につきましては、6月30日までに「休所申請」のお手続きをいただくことで、おやつ代と延長利用料が免除されます。但し、入所料については、ご負担いただきますので、あらかじめご了承ください。

以上

問い合わせ

放課後児童育成課

電話 0466-21-6709